

第72号議案

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目 次

|   |  |      |
|---|--|------|
| 1 | 条例改正の概要                                  | P 1  |
| 2 | 新旧対照表                                    | P 3  |
| ① | 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | P 3  |
| ② | 長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例             | P 4  |
| ③ | 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例      | P 5  |
| ④ | 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例         | P 6  |
| ⑤ | 長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例         | P 7  |
| ⑥ | 長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例              | P 8  |
| ⑦ | 長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例            | P 9  |
| ⑧ | 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例     | P 10 |



# 1 条例改正の概要

## (1) 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部を改正する省令（令和3年3月23日厚生労働省令第55号）が公布されたことに伴い、厚生労働省令に基づき定めている本市基準条例の見直しを行う必要があるため。

## (2) 改正する条例

- ①長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第4号）
- ②長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第43号）
- ③長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第5号）
- ④長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第6号）
- ⑤長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第7号）
- ⑥長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第8号）
- ⑦長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第9号）
- ⑧長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年長崎市条例第80号）

## (3) 改正内容

定める「参酌すべき基準」に、電磁的記録等に係る改正が今回追加され、令和3年7月1日から施行されることに伴い、本市においても必要な内容であるため、省令の改正内容のとおり追加しようとするもの。

## (4) 追加する電磁的記録等に関する基準

### ア 書面で行う記録等の方法による基準

事業者等は、記録、作成等のうち、各条例の規定により書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により

行うことができるものとする。

イ 書面で行う交付等の方法による基準

事業者等は、交付、説明、同意等のうち、各条例の規定により書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法により行うことができるものとする。

(5) 主な事例

ア 電磁的記録等ができるもの

(ア) 障害福祉サービス等を提供した際の利用者のサービス提供記録の作成

(イ) 障害福祉サービス等の利用に係る利用者の個別支援計画の作成

(ウ) 利用者等から苦情を受けた場合の内容等の記録

(エ) 利用者が障害福祉サービス等の利用の申込を行った際の、事業所の運営規定概要等を記載した文書の利用者への交付

イ 継続して書面による交付等が必要なもの

(ア) 障害福祉サービス等の契約支給量等を記載した受給者証の交付

(6) 施行期日 令和3年7月1日

## 2 新旧対照表

- ① 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 4 号）

| 条例（改正案）   | 条例（現行）  |
|---|---|
| <p>目次<br/>第 1 章～第 1 8 章〔略〕<br/>第 1 9 章 雑則（第 2 1 1 条・第 2 1 2 条）<br/>附則<br/>（電磁的記録等）<br/>第 2 1 1 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 1 条第 1 項（第 4 4 条第 1 項及び第 2 項、第 4 4 条の 4、第 4 9 条第 1 項及び第 2 項、第 9 5 条、第 9 5 条の 5、第 1 2 3 条、第 1 4 9 条、第 1 4 9 条の 4、第 1 5 9 条、第 1 5 9 条の 4、第 1 7 2 条、第 1 8 5 条、第 1 9 0 条、第 1 9 4 条、第 1 9 4 条の 1 2、第 1 9 4 条の 2 0 並びに第 2 1 0 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 1 5 条（第 4 4 条第 1 項及び第 2 項、第 4 4 条の 4、第 4 9 条第 1 項及び第 2 項、第 7 8 条、第 9 5 条、第 9 5 条の 5、第 1 1 0 条、第 1 1 0 条の 4、第 1 2 3 条、第 1 4 9 条、第 1 4 9 条の 4、第 1 5 9 条、第 1 5 9 条の 4、第 1 7 2 条、第 1 8 5 条、第 1 9 0 条、第 1 9 4 条、第 1 9 4 条の 1 2、第 1 9 4 条の 2 0、第 2 0 1 条、第 2 0 1 条の 1 1、第 2 0 1 条の 2 2 並びに第 2 1 0 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 5 4 条第 1 項、第 1 0 4 条第 1 項（第 1 1 0</p> | <p>目次<br/>第 1 章～第 1 8 章〔略〕<br/>第 1 9 章 雑則（第 2 1.1 条）<br/><br/>附則<br/>〔新設〕</p> |

| 条例（改正案）   | 条例（現行）                                |
|---|---------------------------------------|
| <p><u>条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）<br/>第212条〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> | <p>（委任）<br/>第211条〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> |

② 長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第43号）

| 条例（改正案）   | 条例（現行）      |
|---|-------------|
| <p><u>（電磁的記録）</u></p> <p><u>第19条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その</u></p> | <p>〔新設〕</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第20条</u> 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> | <p>（委任）</p> <p><u>第19条</u> 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> |
|--|---|

③ 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
（平成25年長崎市条例第5号）

| 条例（改正案）  | 条例（現行）  |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第2章〔略〕</p> <p>第3章 雑則（<u>第63条・第64条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p><u>第63条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第2章〔略〕</p> <p>第3章 雑則（第63条）</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p> |

| 条例（改正案）   | 条例（現行）                                |
|---|---------------------------------------|
| <p><u>っては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p> <p>（委任）<br/>第64条 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> | <p>（委任）<br/>第63条 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> |

④ 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第6号）

| 条例（改正案）   | 条例（現行）  |
|---|---|
| <p>目次<br/>第1章～第9章 〔略〕<br/>第10章 雑則（第91条・第92条）<br/>附則<br/>（電磁的記録等）<br/>第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの</p> | <p>目次<br/>第1章～第9章 〔略〕<br/>第10章 雑則（第91条）<br/>附則<br/>〔新設〕</p> |



| 条例（改正案）   | 条例（現行）                                |
|---|---------------------------------------|
| <p><u>（次項に規定するものを除く。）</u>については、<u>書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>により行うことができる。</p> <p>2 <u>障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）</u>により行うことができる。</p> <p>（委任）<br/>第92条 〔略〕</p> <p>[以下略]</p> | <p>（委任）<br/>第91条 〔略〕</p> <p>[以下略]</p> |

⑤ 長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第7号）

| 条例（改正案）   | 条例（現行）      |
|---|-------------|
| <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第22条 <u>センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）</u>については、書面に代え</p> | <p>〔新設〕</p> |

| 条例（改正案）   | 条例（現行）                                |
|---|---------------------------------------|
| <p>て、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>（委任）<br/>第23条 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> | <p>（委任）<br/>第22条 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> |

⑥ 長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第8号）

| 条例（改正案）  | 条例（現行）      |
|--|-------------|
| <p>（電磁的記録等）<br/>第20条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつ</p> | <p>〔新設〕</p> |

| 条例（改正案）  | 条例（現行）                                |
|--|---------------------------------------|
| <p><u>ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）<br/>第21条 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> | <p>（委任）<br/>第20条 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p> |

⑦ 長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第9号）

| 条例（改正案）   | 条例（現行）      |
|---|-------------|
| <p>（電磁的記録等）</p> <p>第47条 <u>障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ</u></p> | <p>〔新設〕</p> |

| 条例（改正案）  | 条例（現行）                                |
|--|---------------------------------------|
| <p><u>る情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）<br/>第48条 [略]</p> <p>[以下略]</p> | <p>（委任）<br/>第47条 [略]</p> <p>[以下略]</p> |

⑧ 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
（令和元年長崎市条例第80号）

| 条例（改正案）   | 条例（現行）  |
|---|---|
| <p>目次<br/>第1章～第7章 [略]<br/>第8章 雑則（第108条・第109条）<br/>附則<br/>（電磁的記録等）</p> <p><u>第108条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第61条、第65条、第79条、第86条、第87条、第</u></p> | <p>目次<br/>第1章～第7章 [略]<br/>第8章 雑則（第108条）<br/>附則<br/>[新設]</p> |

| 条例（改正案）  | 条例（現行）   |
|--|--|
| <p><u>91条、第99条及び第104条において準用する場合を含む。）、第18条（第61条、第65条、第79条、第86条、第87条、第91条、第99条及び第104条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）<br/> <u>第109条</u> [略]</p> <p>[以下略]</p> | <p>（委任）<br/> <u>第108条</u> [略]</p> <p>[以下略]</p> |